

入札説明書

ごみ焼却施設解体工事

令和7年6月

香芝・王寺環境施設組合

入 札 説 明 書

入札公告に基づく事後審査型条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟読のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可を受けている者で、一部事務組合である香芝・王寺環境施設組合(以下「本組合」という。)を組織する香芝市及び王寺町(以下「組合構成市町」という。)のいずれかにおいて令和7年度の競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、業種：建築一式工事の建設業許可を有し、次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 業種：建築一式工事に係る建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の有効期限が落札決定の日までであること。また、公告日において、業種：建築一式工事の経営事項審査の総合評定値(P)が1,200点以上の者であること。

- (2) 次の通り、同種業務を元請けとして受注した実績があること。

○ごみ焼却施設解体工事受注実績

平成22年4月1日以降において、国または地方公共団体(一部事務組合、広域連合を含む。)又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)が発注した一般廃棄物焼却施設の解体工事の元請けとして竣工実績を有すること。(共同企業体としての実績の場合は、当該共同企業体の代表構成員としての実績に限り有効とする。)

- (3) 次に掲げるごみ焼却施設解体工事に伴う発注支援業務委託の受託者と、資本面及び人事面において関連のある者でないこと。('資本面において関連のある者'とは、『当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者』をいい、「人事面において関連のある者」とは、『当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者』をいう。)

名 称：パシフィックコンサルタンツ株式会社 奈良事務所

所在地：奈良県奈良市芝辻町四丁目2番地の2

- (4) 建築一式工事における適正な専任の監理技術者を配置できること。なお、配置予定技術者の資格として、一級建築施工管理技士の資格を有するなど、建設業法第26条の規定に基づく要件を満たす者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 公告日から落札決定までの間に、本組合又は組合構成市町から建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て

をしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなします。

2 競争入札参加の申込み及び参加資格の確認

(1) 一般競争入札への参加申込みについて

この入札に参加を希望する者は、下記により競争入札参加申込書を提出してください。入札公告に記載の期日までに参加申込書の提出がない場合は、入札に参加できません。

- ・提出書類：競争入札参加申込書（様式1）
- ・提出方法：入札公告に記載のメールアドレス宛に電子メールにより提出してください。電子メール送信後、本組合事務局に電話にて受信確認を行ってください。
- ・確認結果：競争入札参加申込書（様式1）を審査し資格が確認でき次第、当該申込書に受付印を押印し電子メールにより回答します。資格が確認できない場合も、電子メールによりその旨を回答します。
- ・添付資料：競争入札参加資格が確認できた方には、発注仕様書に記載する「添付資料リスト」に掲載されている資料のダウンロード用パスワードをメールにて送付いたしますので、本組合ホームページよりダウンロードしてください。

なお、資料のお渡しに関して、当該資料が記録されている電子記録媒体（CD-R等）でのお渡しを希望される場合は、本組合事務局までお問い合わせください。

(2) 競争入札参加資格確認申請書及び添付資料の提出について（事後審査）

開札後、落札候補者となった者に対し競争入札参加資格の確認を実施しますので、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。）並びに添付資料を、次の通り提出してください。なお、参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

- ・提出書類：競争入札参加資格確認申請書（様式2）
経営事項審査結果及び設計業務受託者との関係を示す書類（様式3）
施工実績届（様式4）
配置予定技術者の資格報告書（様式5）

- ・提出方法 : 本組合事務局への持参により提出してください。郵送、宅配便等の送付による提出は受け付けません。
 - ・提出場所 : 下記「1.1 入札に関する問い合わせ先」記載のとおり
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成
- ア 競争入札参加資格確認申請書は別紙様式2により作成してください。
 - イ 競争入札参加資格確認資料は下記(ア)から(ウ)のとおりとし、次に従い作成してください。
 - (ア) 経営事項審査結果及び設計業務委託受託者との関係を示す書類
入札説明書1(1)に定める経営事項審査の審査基準日及び総合評定値、並びに入札説明書1(3)に定める発注支援業務受託者との関連について、を別紙様式3に記載してください。なお、総合評定値通知書の写しを添付してください。
 - (イ) 工事实績を記載した書類
入札説明書1(2)に掲げる資格があることが判断できる施工実績を1件以上、別紙様式4に記載してください。当該工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、「竣工時工事カルテ受領書」を添付してください。なお、工事内容によっては「工事カルテ」の提出を求める場合があります。
登録されていない場合は、記載した工事の施工実績が確認できる契約書(受注形態が共同企業体の場合は特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書)、設計書又は仕様書等を提出してください。内容確認後に原本を返却します。
これらによることができない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」を提出してください。
※「工事施工証明書」の様式は別記様式6を参考としてください。
 - (ウ) 配置予定技術者の資格を記載した書類
入札説明書1(4)に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者(工場製作を伴う工事にあつては、工場製作における技術者を含みます。)の資格を別紙様式5に記載してください。なお、施工管理技士等の資格を証する書面の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証(監理技術者講習修了証明書を含みます。以下同じ。)の写し及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。
- (4) その他
- ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、落札者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、情報公開及び情報提供の対象となります。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。
 - ウ 競争入札参加資格確認申請書等の提出締め切り後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。
 - エ 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

3 現地確認及び質疑応答について

- (1) 現地確認を希望する場合は、令和7年7月1日（火）午後4時までに電子メールにてご連絡ください。期間内にお申込みいただいた希望者については、別途日程調整を行います。
- (2) 仕様書等に関する質問がある場合は、令和7年7月7日（月）午後5時までに質問書をご提出ください。なお、提出方法は、電子メールに限り受け付けますので、電子メールの件名には入札件名を明記してください。また、提出については、まとめて1回とし、電子メール送信後、本組合事務所に電話にて受信確認を行ってください。（質問が無い場合は、質問書を送付する必要はありません。）

質問があった場合は、令和7年7月11日（金）午後5時までに本組合ホームページに回答書を掲載します。（質問が無い場合は、回答書の掲載は行いません。また、質問の受付について、競争入札参加申込書の提出者からの質問のみを有効なものとして取扱います。）

※送付先メールアドレス及びホームページアドレスは入札公告に記載の通りです。

4 入札の方法等

- (1) 郵便による入札

開札日前日までに、〒639-0261 香芝市尼寺6 1 5 番地 香芝・王寺環境施設組合 事務局宛に一般書留又は簡易書留郵便で必着のこと。

注）入札書の郵送開始日は、開札日の10日前とします。郵送開始日より早く郵送した場合、その入札書は無効となります。なお、当該書留郵便の表面に「入札書」と朱書きしてください。

- (2) 開札の立ち会い

ア 入札参加者で、当該開札の立会いを希望する方は、各入札参加者につき1名に限り開札に立会うことができます。

イ 立会人は、入札参加者または入札参加者の委任を受けた代理人でなければなりません。この場合、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることは出来ません。また、同一の入札において、2者以上の代理人となることもできません。

ウ 立会いを希望する方は、開札の開始時間までに開札場前に集合してください。

※委任状を持参しない代理人は、立会いをすることはできません。

- (3) くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじ引きを行い、落札者を決定します。なお、くじ引きを行う対象となるものが、当該入札の立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引きます。

- (4) 入札回数等

入札回数は、1回とします。ただし、落札者がいない場合は、1回に限り再度入札に付することがあります。再度入札に付するときは、直ちに再度入札を行う旨を入札参加者に電話等により通知しますので、入札参加者は指定日までに入札書を郵送してください。

なお、当初の入札において、入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者は再度の入札に参加することはできません。

(5) 入札書記載金額について

入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告及び入札説明書に示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 香芝・王寺環境施設組合契約規則（平成13年規則第1号）第7条の規定に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (4) 本組合により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において入札参加停止及び工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札
- (5) 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められた場合の入札
- (6) 入札金額内訳明細の記載を求める入札において、合計欄の額が入札額と同一でない、又は表の計算に間違いがある入札
- (7) その他郵便入札の場合は、郵便入札要領の「入札の無効」の規定に該当する場合

6 落札候補者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設ける入札のときは、予定価格以下及び最低制限価格以上の範囲内）で適正な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とします。

7 契約の不締結

落札決定後、契約までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は組合構成市町の入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

この場合において、落札者に損害が生じても、本組合は一切の損害賠償の責めを負いません。

8 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号のいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (9) 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- (10) 契約者がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (11) 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- (12) 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。

- (13) 契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (14) 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、契約者に契約関係を継続し難い重大な理由があると認められるとき。

9 議会の議決

この入札に係る契約が、香芝・王寺環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和51年条例第16号）の規定により組合議会の議決に付すべき契約に該当する場合は、落札決定後に落札者との間で仮契約を締結するものとし、組合議会の議決を得たときに限り、本契約として効力を生じるものとします。ただし、組合議会の議決を得られないときは、この契約は解除するものとし、本組合は損害賠償の責めを負わないものとします。

10 その他事項

契約条項及び入札条件等については、入札公告及び本書によるほか、香芝・王寺環境施設組合契約規則（平成13年規則第1号）等の関連規定によります。

11 入札に関する問い合わせ先

〒639-0261 奈良県香芝市尼寺615番地
香芝・王寺環境施設組合 事務局
電話 0745-76-4883